

預金事業

お預けいただく前に

- 現職会員期間中のみ新規預入れが可能です。(再任用退職会員向け定期預金を除く)
- 預入限度額は3,000万円です。(全預金の合計)
- 初めて預金される場合、「印鑑登録カード(様式第1号)」を提出してください。
※預金の払戻しや満期・中途解約等の手続きを取られる際、印影の照合で本人確認をします。

印鑑登録カード(様式第1号)

登録印は次の手続きなどに使用します

- 積立預金一部払戻し・解約
- すまいる積立預金満期解約・中途解約
- 定期預金満期解約・中途解約
- 登録印の変更
- 残高証明書発行
- 信用ネットサービス利用登録・変更
- 預金履歴調査依頼(要:手数料)

●登録印を変更するには…〔登録印変更手続方法〕

印鑑登録カード(様式第1号) + 登録印変更届(様式第8号)を提出ください。

〔留意事項〕

1. スタンプ印は登録できません。
2. 名前の変更等により登録印を変更される場合、変更手続きをお取りください。また、別途「会員異動等報告書(様式第4号の6)」を提出してください。
3. 印鑑の欠けたもの等は、変更手続きをお取りください。
4. 旧登録印を紛失された場合、登録印変更届に必ず公印を押印のうえ提出してください。

■預金の払戻し等の手続きをされた場合、厚生会登録口座に送金となります。

- ※厚生会登録口座とは、給付金や預金払戻し・貸付金等の厚生会からの送金に利用する、会員本人名義の金融機関口座です。
- ・現職会員の方で未登録の場合は「会員異動等報告書(様式第4号の6)」に必要事項を記入し、提出してください。(現職準会員・再任用退職会員の方は、お問合せください)
- ※登録口座への送金手数料は不要
- ※送金先として登録口座以外を希望する場合
 - ・書面様式のみの手続きとなり、送金事務手数料として送金額から500円(手続書類1件につき)を差し引いて送金します。(手続用紙に銀行、支店名(支店コード)、口座番号をご記入ください。)
 - ・普通口座で名義が会員本人の場合に限ります。
 - 「信用ネットサービス」を利用された場合は、登録口座のみへの送金となります。

■残高のお知らせについて

年2回(8月と2月)、半年間の入出金等の状況を「厚生会預金残高のお知らせ」として、所属所の個人宛に送付します。

■預金利率等について

所属所回覧の「今月のお知らせ(通知)」または、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」などをご覧ください。

預金全般については、兵庫県学校厚生会・関係法人公式サイト「スマイルポート」でも案内しています。



スマイルポート



預金利率

厚生会の預金事業一覧

■ 用途に応じた使い分けをおすすめします。

積立預金 (1人1契約)		すまいる積立預金 (複数契約可能)		定期預金 (複数契約可能)	再任用退職会員向け 定期預金	
預 金 名	毎月の給与やボーナスからの引取りで無理せず貯蓄ができる、便利な積立預金です。また、臨時の預入れ、臨時の払戻しが可能です。		目的に応じて複数申込み可能。毎月の給与のみではなく、希望によりボーナスからの引取りも併用して積立てできます。		まとまった資金を計画的に預金できます。	まとまった資金を計画的に預金できます。
預入方法	定時積立	臨時積立	定時積立	ボーナス	①厚生会指定口座へ振込み ②ボーナス(夏・冬)の予約申込み(ボーナスから引取り)受付期間内に申込みください。	厚生会指定口座へ振込み
	毎月の給与から自由に設定した一定の金額を引取りし積立てます。	・厚生会指定口座へ振込み ・ボーナス(夏・冬)の予約申込み(ボーナスから引取り)受付期間内に申込みください。	毎月の給与から自由に設定した一定の金額を引取りし積立てます。	積立期間中のボーナス(夏・冬)から引取りし積立てます。		
インターネットバンキングやATMでの振込む際の手数料は振込人負担となります。 また、厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので振込日にご注意ください。						
預入額単位	1,000円以上 1,000円単位	ボーナスからは 1,000円以上 1,000円単位 振込み等は1円以上	5,000円以上 1,000円単位	10,000円以上 10,000円単位	10,000円以上 1円単位 (ボーナスからは 10,000円単位)	10,000円以上 1円単位
期 間	現職会員または現職準会員の資格を喪失する日まで		3年・4年・5年 5年(貯蓄年金型) *中途での期間コース変更不可		1年・2年・3年・5年	1年・2年・3年・5年
利 率	半年複利 変動金利		半年複利 変動金利		単利 固定金利	単利 固定金利
*預金利率は、金融情勢等の変動により変更することがあります。						
利 息	7月末と1月末に付与		7月末と1月末に付与		満期時に付与	満期時に付与
積立額の変更	○		○		—	—
一部払戻し	○		×		×	×
中途解約	毎月末のみ／手数料不要		毎月末のみ/手数料要 *初回入金から6カ月未満は解約不可		随時／手数料不要 中途解約利率を適用	随時／手数料不要 中途解約利率を適用
満 期 日	退職・退会日		最終積立月の2カ月 (据置期間)後の月末営業日		期間終了日	期間終了日
対 象	現職会員・現職準会員		現職会員		現職会員・現職準会員	ア)「県内の公立学校」に「県費負担で再任用」として勤務する「退職会員」 イ)「神戸市内の公立学校」に「神戸市費負担で再任用」として勤務する「退職会員」
退会(転出)時の扱い	教育委員会等、県や市町への転出者は退会扱い(要解約手続き) (事業継続会員加入者についても継続不可) 年度末退会予定者には、解約手続きについて通知します。		退職・退会後も満期日まで は継続可能 (満期後は継続不可)		退職・退会後も満期日まで は継続可能 (満期後は継続不可)	再任用期間終了後も 満期日までは継続可能
留 意 点	・1月20～31日、7月20～31日は決算の関係上振込みによる臨時積立の取扱不可 ・すまいる積立預金契約中は積立預金の解約不可		・臨時入金不可 ・ボーナスのみの積立て不可		申込みは年間を通じていつでも可能	退職会員への加入後から再任用期間中 申込時：再任用の辞令の写しが必要
送 付 物	積立預金加入票		すまいる積立預金加入票		定期預金計算書 *2010年12月1日より「定期預金証書」に代わり「定期預金計算書」を発行しています。	定期預金計算書
備 考	・定期預金への預替え可 ・厚生会貸付への一部一括償還への充当可 ・中途解約時の注意点はP6をご覧ください。		・金額と期間は組合せ自由 ・貯蓄年金型をご利用いただくには、ハッピーライフ年金(日本生命)と組合せたハイブリッド積立に加入いただく必要があります。 (申込受付期間は毎年4月～6月、9月～11月の間になります) ・貯蓄年金型を解約する場合、ハッピーライフ年金(日本生命)部分も解約となります。			



ハイブリッド積立の詳細はこちら



ハイブリッド積立の詳細はこちら

預金の申込方法と手続きについて

預金の申込みは「書類の提出」「インターネット手続き」（再任用退職会員向け定期預金を除く）でできます。※インターネットからの申込みについてはP51～P59を参照ください。

預 金 名	積立預金		すまいる 積立預金	定期預金 (振込・ボーナス予約方式)	再任用退職会員 向け定期預金
	定時積立	臨時積立 (振込・ボーナス予約方式)			
提出書類	①を提出	②を提出	③を提出	②を提出	②と再任用の辞令 の写しを提出
預入方法	給与引去りの ため手続きは 不要	厚生会指定口座へお 振込みください。 ※ボーナスからの予約方式の 場合は振込不要	給与引去りのため 手続きは不要 (ボーナスも同様)	厚生会指定口座へお 振込みください。 ※ボーナスからの予約方式の 場合は振込不要	厚生会指定口座へお 振込みください。 ※手続きかんたんシステムか らの申込不可

※厚生会指定口座に振込む際の、手数料は振込人の負担となります。

※振込方法は次ページをご覧ください

提出 書類

① 積立預金定時積立・ 積立額変更申込書 (様式第2号)

(様式第2号)
積立預金定時積立・積立額変更申込書
(一財)兵庫県立学校厚生会理事長様 兵庫県立学校厚生会預金取扱機関に基づき、次のとおり申し込みます。

お申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
積立額変更の場合…
・申込金額欄に変更される金額をご記入ください。
・育児休業等による中断・復活手続きは必要ありません。なお、任意に積立を中断される場合は「0」をお書きください。

ご注意
・厚生会に初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」(様式第1号)をご提出ください。
・すまいる積立預金契約のある方は積立預金の解約はできません。
・訂正は本紙押印の印で訂正してください。

年 月 日 所 属 所 名
会 員 番 号 会 員 名
(フリガナ)
連絡先 () -
申 込 金 額 十 万 千 百 十 円
積立開始・
変 更 年 月 2 0 年 月 日

取扱者 検 印 入 力 募集担当 交付印

22.10

② 定期・臨時積立預金 申込書 (様式第3号)

(様式第3号)
定期・臨時積立預金申込書
(一財)兵庫県立学校厚生会理事長様 兵庫県立学校厚生会預金取扱機関に基づき、次のとおり申し込みます。

お申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
●初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」をご提出ください。
●計算書は、所属所宛に送付します。ただし、休職中の方は、ご自宅に送付します。
●振込みの場合は、ご送金と同時に本申込書をご提出ください。
●預入れ限度額は合計3,000万円までです。

日付印 発 券
申 込 金 額 千 万 百 十 千 百 十 円
預金種別・入金方法を○で囲んでください。
預金種別 定期預金 1年 2年 3年 5年
積立預金 臨時積立 7月20日～7月31日 7月31日～12月31日は振込不可
入金方法 予約方式 振込(予定日) 積立預金からの振替
期本数値手当でから 年 月 日 積立預金一部払戻金交付
※合算不可 通信欄
本部交付 支部交付

取扱者 検 印 入 力 検 印 担 当 現金受領口 募集担当

25.07

③ すまいる積立預金定時積立・ 積立額変更申込書 (様式第4号)

(様式第4号)
すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書
(一財)兵庫県立学校厚生会理事長様 兵庫県立学校厚生会預金取扱機関に基づき、次のとおり申し込みます。

お申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
●初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」をご提出ください。
●計算書は、所属所宛に送付します。ただし、休職中の方は、ご自宅に送付します。
●振込みの場合は、ご送金と同時に本申込書をご提出ください。
●預入れ限度額は合計3,000万円までです。

年 月 日 所 属 所 名
会 員 番 号 会 員 名
(フリガナ)
連絡先 () -
申 込 金 額 毎月の給料
から 十 万 千 百 十 円
① 新 規 期未数値手当
② 変 更 から (6-12月) 十 万 千 百 十 円
積立開始・
変 更 年 月 2 0 年 月 日 期 間 1 年 2 年 3 年 5 年
当積立預金
の非課税枠 10万(10万円)
◎制度をご利用にな
れる方は、所定の手続
きが必要です。

1.新規の場合、積立の目的をお選びください。
①自動車 ②結婚 ③教育 ④旅行
⑤住宅 ⑥レジャー ⑦趣味 ⑧ペット
⑨老後 ⑩自由 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
10の場合、8文字以内でご記入ください。
2.変更の場合、変更する加入部の預金番号をお書きください。
変 更 す る 預 金 番 号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
お申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
期未数値手当からの積立申し込みは、10月～4月までの受付は6月から、5月～9月までの受付は12月から開始・変更されます。
新規の場合のみ、期間をお選びください。

取扱者 検 印 入 力 募集担当 交付印

21.04

振込方法

入金の際は、下記口座へお振込みください。
(振込手数料は振込人負担となります)

振込先	
銀行名	三井住友信託銀行 神戸支店
口座番号	普通 0603165
口座名義	ザイ)ヒョウゴケンガッコウコウセイカイ (一財)兵庫県学校厚生会
振込人	「Y」+「会員番号」+「会員名」

振込目的と個人を特定するため、必ず、振込人の会員名の前に「Y」と「会員番号」を入力してください。
※厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にご注意ください。

※厚生会預金専用振込用紙（ゆうちょ銀行）を使用した振込みもできます。

ボーナス（夏・冬）からの予約方式

ボーナスからあらかじめ預金される金額をお申込みいただき、「定期預金」または「積立預金（臨時積立）」にお預けいただける制度です。

- ・ボーナスからの引取りになりますので、現金をお振込みいただく必要がないため大変便利です。
- ・予約方式は、申込受付期間内にインターネットからお申込みください。
(P51～P59を参照ください)

※申込金額はボーナス支給金額の範囲内（一部の市町費会員については、上限が99万円の場合があります。）

積立預金の一部払戻し手続方法

提出書類	積立預金一部払戻依頼書（様式第10号）
送金日	厚生会事務手続き終了日の翌営業日に登録口座へ送金

※積立預金の払戻し手続は「信用ネットサービス」からも申込みできます。(P51～P59を参照ください。)

積立預金一部払戻依頼書（様式第10号）

(様式第10号) 積立預金一部払戻依頼書

(一財)兵庫県学校厚生会理事事務 兵庫県学校厚生会預金取扱範囲に基づき、次のとおり依頼します。

20XX年 8月 1日

厚生小学校

TEL(078) XXX-XXXX

会員番号 00123456

会員名 厚生太郎

登録印

手続方法

送金

定期振替 貸付振込

ご希望手続方法に○をしてください。

払戻金額 ￥3000000

●送金による払戻はご登録の送金口座といたします。送金口座への入金は厚生会受付後翌営業日になります。

●定期預金への振替は別途様式第3号の「定期・臨時積立預金申込書」をあわせてご提出ください。

●訂正は、すべて登録印をお願いします。

連絡欄

校印 審査人 力田 藤田 合

受付印

中途解約手続き

預金名	積立預金	すまいる積立預金	定期預金 / 再任用退職会員向け定期預金
提出書類	解約依頼書(様式第11号) 積立預金加入票 ※加入票・証書を紛失した場合は、解約依頼書(様式第11号)の預金証紛失届欄に登録印を押印ください	解約依頼書(様式第11号) すまいる積立預金加入票	解約依頼書(様式第11号) 定期預金証書 ※「定期預金証書なし」の定期預金の場合は、提出の必要はありません
解約方法	毎月末営業日(月末営業日の前日までに預金係必着) ※信用ネットサービスからの解約手続きはできません	随時	随時
中途解約	解約手数料不要	初回入金日から6カ月未満は解約不可 解約手数料 要 (下表参照)	中途解約利率を適用 (下表参照)
備考	すまいる積立預金加入の場合、 積立預金の解約は不可	5年(貯蓄年金型)を解約した場合、 ハッピーライフ年金(日本生命)部分 も同時に解約となります	インターネットから中途解約手続きが できます ※信用ネットサービス要登録

注意ポイント

■ 積立預金を中途解約した場合、次の決算を越えるまで再加入はできません。

- ・ 2月1日～7月末日に解約 → 8月から再加入受付可
- ・ 8月1日～1月末日に解約 → 2月から再加入受付可

解約依頼書(様式第11号)〔定期預金の記入例〕

(様式第11号) 解約依頼書

(一) 勤 兵庫県学校厚生会理事長様 兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり依頼します。

20XX年 9月 3日 (中途) (満期) (解約) (1) 1 2 3 4 5 6 7 8

定期 積立 すまいる積立 預金番号

所 属 所 名 登 録 印

厚生小学校

会 員 番 号 会 員 名

00123456 コウセイタロウ

厚生太郎

連絡先 078 XXX-XXXX

① 定期継続 ② 全額 ③ 一部 ④ 5 0 0 0 0 0

⑤ 1年 ⑥ 2年 ⑦ 3年 ⑧ 5年

⑨ 積立に振替 ⑩ 全額 ⑪ 一部

⑫ 払戻 ⑬ 全額 ⑭ 一部

※利息を合わせて手続きする項目については、金額欄の記入は不要です。
※他の預金等と合算する場合は、裏面に内容をご記入ください。

25.07

取 扱 者 作 成 検 査 入 力 印 鑑 合 計

50万円を定期預金
1年に継続
残金は払戻し

1 預金証紛失届欄
兵庫県学校厚生会預金取扱細則に
基づき紛失したことを届け出ます。

登録印

- 1 中途に○印を記入
- 2 預金番号を記入
- 3 登録印を押印
- 4 解約後の処理を選択

【一部を払戻し、一部を継続する場合】
定期継続を希望の場合は「①」と「一部」・預金種別(「1年」～「5年」いずれか)に○印、積立振替を希望の場合は「②」と「一部」に○印を記入する。また、払戻の「③」と「一部」にも○印を記入する。金額は、一部継続、一部払戻のどちらか確定額を記入してください。金額未記入分に利息を加算します。(記入例参照)分割内容について補足事項があれば連絡欄に記入。

【全額を定期預金へ継続する場合】
「①」と「全額」・預金種別(「1年」～「5年」いずれか)に○印を記入。

【全額を積立預金へ振替する場合】
「②」と「全額」に○印を記入。

【全額を払い戻す場合】
「③」と「全額」に○印を記入。

- 5 積立預金加入票・すまいる積立預金加入票・定期預金証書を紛失した場合、登録印を押印(定期預金計算書を発行の定期預金の場合は不要)。

すまいる積立預金

解約手数料

預入期間	3年もの	4年もの	5年もの
1年未満	1円	2円	4円
1年以上～2年未満	3円	6円	12円
2年以上～3年未満	5円	10円	20円
3年以上～4年未満	—	14円	28円
4年以上～5年未満	—	—	36円

※契約から中途解約までの預入期間に応じて解約時の元本1万円(1万円未満の端数切)につき、上記の解約手数料を乗じた額(解約時の利息及び元本から控除)

※手数料は2026年7月1日現在。解約手数料は、利率の変動により変更となります。

定期預金

中途解約利率

預入期間	定期1年	定期2年	定期3年	定期5年
1年未満	50%	50%	20%	10%
1年以上～2年未満	—	70%	30%	10%
2年以上～3年未満	—	—	60%	30%
3年以上～4年未満	—	—	—	50%
4年以上～5年未満	—	—	—	70%

※約定利率×上記の料率に日割計算

中途解約利率が下限利率を下回る場合は、下限利率で付利します。

※下限利率＝厚生労働省が定める社内預金制度の下限利率

満期手続き

預金名		積立預金	すまいる積立預金	定期預金	再任用退職会員向け定期預金
満期日		退職・退会日	最終積立月の2カ月 (据置期間)後の月末営業日	期間終了日	期間終了日
案内 通知	時 期	—————	積立終了月の翌月	満期月の2カ月前	満期月の2カ月前
	送付物	—————	満期のお知らせ(ハガキ)	満期のお知らせ(ハガキ)	満期のお知らせ(ハガキ) ※登録住所へ送付
提出書類		解約依頼書 (様式第11号) 積立預金加入票	すまいる積立預金満期手続き依頼書 (様式第13号) すまいる積立預金加入票	定期預金満期手続き依頼書 (様式第9号) 定期預金証書 ※契約日が2010年12月1日以降は「定期預金証書」の発行はしていませんので提出の必要はありません	定期預金満期手続き依頼書 (様式第9号) 定期預金証書
※加入票・証書を紛失した場合は、各依頼書の預金証紛失届欄に登録印を押印ください					
満期日付け 処理可能日		退職・退会日の1週間前	月末営業日の前日まで (本部必着)	満期日1週間前まで (本部必着)	満期日1週間前まで (本部必着)
満期での 取扱い		定期預金へ預替え (現職期間中のみ) または 登録口座へ送金	積立預金に自動振替 →手続き不要 預替えや払戻しをご希望の場合は、送付している「満期のお知らせ」を提出することで、お手続きが可能です。(P8参照)	定期預金に自動継続 →手続き不要	自動継続になりません。 ただし、満期日時点で再任用期間中である場合、「満期のお知らせ」に再任用の辞令の写しを添付することで継続できます ※満期日で払戻しをご希望の場合は必ず手続きが必要です
手続き終了 の案内 (送付物)		積立預金 (満期・中途) 解約計算書	すまいる積立預金解約計算書 (※積立預金の契約がなかった場合) 積立預金加入票	定期預金(満期・中途) 解約計算書	定期預金(満期・中途) 解約計算書
手続きに応じて …積立預金計算書と定期預金計算書 ※登録口座以外への送金希望の場合、払戻額から所定の事務手数料を差し引いて送金(P2参照)					
退職・退会后		継続不可のため、解約(全額払戻し)の手続きが必要		継続不可のため、解約(全額払戻し)の手続きが必要 退職・退会后も満期日までお預かりできます	
備 考		「満期のお知らせ」発行日後、満期日までに利率改正が行われた場合、利息計算が案内と異なることがあります 積立預金への自動振替後の出金は、最短で、満期日の翌々日となります 貯蓄年金型(ハイブリッド積立)は、ハッピーライフ年金(日本生命)に一時金持込みをすることができます		※「満期のお知らせ」以外でのお手続きについては、解約依頼書(様式第11号)を使用してください (必ず「満期」に○印を記入)	

「満期のお知らせ」【定期預金満期手続き依頼書(様式第9号)】(ハガキ)

(様式第9号) 定期預金満期手続き依頼書
(最終計算承認元金利息領収書)

(一財) 兵庫県学校厚生会理事長様
契約期間満了となりました預金は、兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき
処理してください。 記入日 20XX年 8月 16日

連絡先 TEL (078) XXX-XXXX (印) 登録印 (厚生)

預金番号: 1920 XXX
受取合計額: 1,000,000 円
満期日: 21年 9月30日

※右記の預金番号欄に、「定期証書あり」と記載がある場合は、「定期預金証書」を添付してご提出ください。
なお紛失の場合は、預金証書紛失届に登録印を押印してください。

※下記のいずれかを選び印を記入して提出ください。
退職会員及び退職者は手続きをしない場合、自動送金となります。

1 全額を別の預金に振替える
定期 (☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年) ☐ 積立預金
2 ☐ 全額を登録口座へ払戻す
—連絡欄—

取扱者 作成入力 検印 精査 入力 印鑑照合

本部受付 支部受付

年 月 日発行

兵庫県学校厚生会にお預入れの定期預金が下記のとおり満期をむかえますのでご案内します。
手続きをご希望の方は、左記「定期預金満期手続き依頼書(様式第9号)」に手続き内容を記入のうえ、満期日の1週間前までに提出してください。

※満期となる預金のご案内※

名称・期間・種別	預金番号	預入額	利率
		円	%
預入日	満期日	満期利息	税額
		円	円
			受取合計額
			円

※左記手続きがない場合 (詳しくは下表参照)
現職会員: 自動継続
退職会員及び退職者: 自動送金

※自動継続となった定期預金は、満期時のお受取合計額を同じ年数の定期預金で引続きお預かりします。利率については継続開始時点のものか適用されます。
※左記以外の手続きをご希望の場合は、「手続かんたんシステム(インターネット)」で手続きをいただくか、解約依頼書(様式第1号)を使用して手続きください。

※預金残高の合計は、3,000万円を超えてお預かりすることができません。

現職会員	満期手続きのない定期預金は自動継続となります。
退職会員及び退職者	継続できませんので、「2 全額を登録口座へ払戻す」の手続きをしてください。手続きがない場合は、満期日以降の3ヶ月以内に登録口座へ全額送金します。なお、満期日以降の利息はつきません。
※再任用退職会員(兵庫県費・神戸市費)	「再任用の辞令(号)」を添付して手続きすると、定期預金を継続することができます。その場合、継続期に「全額を定期の年へ継続」と記入してください。但し、自動継続および「手続かんたんシステム」でのお手続きはできません。

(一財) 兵庫県学校厚生会
信用共済事業
預金係: (078) 331-9974

[こちらの右欄は切取って本人提出として使用ください]

1 預金を継続する場合 (全額のみ)

※希望する預金に☑を記入

2 払戻す場合 (全額のみ)

※☑を記入

3 「定期預金証書あり」の場合は、定期預金証書を添付し提出してください。
紛失の場合は、登録印を押印ください。

「満期のお知らせ」【すまいる積立預金満期手続き依頼書(様式第13号)】(ハガキ)

(様式第13号) すまいる積立預金満期手続き依頼書
(最終計算承認元金利息領収書)

(一財) 兵庫県学校厚生会理事長様
契約期間満了となりました預金は、兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき
処理してください。 記入日 20XX年 8月 16日

連絡先 TEL () - () (印) 登録印 (厚生)

預金番号: 078 XXX XXXX
受取予定合計額: 1,618,171 円
満期日: 21年 9月30日

※「すまいる積立預金加入票」を添付してご提出ください。
なお紛失の場合は、預金証書紛失届の欄に登録印を押印してください。

※下記のいずれかを選び印を記入して提出ください。
手続きがない場合は、全額を積立預金に振替えます。

1 全額を別の定期預金に振替える
定期預金 (☐ 1年 ☐ 2年 ☐ 3年 ☐ 5年)
2 ☐ 全額を登録口座へ払戻す
3 ☐ ハイブリッド積立(年金部分)に年金希望(万円単位)
入金金額 ¥ 60 万円 ※残額は積立預金に振替えます。
—連絡欄—

取扱者 作成入力 検印 精査 入力 印鑑照合

本部受付 支部受付

年 月 日発行

兵庫県学校厚生会にお預入れのすまいる積立預金が下記のとおり満期をむかえますのでご案内します。
手続きをご希望の方は、左記「すまいる積立預金満期手続き依頼書(様式第13号)」に手続き内容を記入のうえ、満期日の1週間前までに提出してください。

※満期となる預金のご案内※

名称・期間・種別	預金番号	預入額	利率
		円	%
預入日	満期日	満期利息	税額
		円	円
			受取予定合計額
			円

※左記手続きがない場合は積立預金に振替えます

※利息計算は、本案内作成日現在の利率で計算しています。満期日までに万一利息変更が行われた場合は、満期利息および受取合計額が異なることがありますのでご了承ください。
※左記以外の手続きをご希望の場合は、預金係へご連絡ください。
※預金残高の合計は、3,000万円を超えてお預かりすることができません。
但し、ハイブリッド積立(年金部分)の残高は預金残高の合計には含まれません。

「ハイブリッド積立」を利用している方へ

※一時金持込み制度のご案内
ハイブリッド積立(年金部分)は年に2回(2月・8月)、振込みや厚生会預金からの振替えにより、一時金を入金することができます。ご希望の方は、厚生会だより「ふれあい」、今月のお知らせ(通知)等でご確認ください。

(一財) 兵庫県学校厚生会
信用共済事業
預金係: (078) 331-9974

[こちらの右欄は切取って本人提出として使用ください]

1 別の預金に継続する場合 (全額のみ)

※希望する預金に☑を記入

2 払戻す場合 (全額のみ)

※☑を記入

3 ハイブリッド積立の年金部分へ一時払掛金として持込みする

※一時払掛金(1万円単位)を記入
積立預金に一旦入金され、8月1日、2月1日付で年金部分に振替されます

4 すまいる積立加入票を添付し提出してください。
紛失の場合は登録印を押印ください。

積立預金・すまいる積立預金の積立額変更手続き

積立預金

(例) 定時積立額／30,000円を50,000円に変更する場合

積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第2号)

- 希望する積立額を記入する
- 毎月月末営業日締切りで翌月から積立額は変更となります。
(記入例の場合だと、2021年4月の最終営業日までに申込書を提出ください)

(様式第2号)

積立預金定時積立・積立額変更申込書

(一財)兵庫県学校厚生会理事長様 兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。

20XX年 4月15日

所 属 所 名
厚生小学校

会 員 番 号
012345

会 員 名
(フリガナ) コウセイ タロウ
厚生太郎

連絡先 (078) XXX-XXXX

申込金額 10万 50000円

積立開始・変更年月 2021年 5月

ご注意
・厚生会に初めて預金をされる方は、同時に「印鑑登録カード」(様式第1号)をご提出ください。
・すまいる積立預金契約のある方は積立預金の解約はできません。
・訂正は本紙押印の印で訂正してください。

取扱者 検 印 入 力 募集担当

22.10

すまいる積立預金

(例) 定時積立額／30,000円を50,000円に変更する場合
ボ ナ ス ／50,000円を100,000円に変更する場合

すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書(様式第4号)

- 「変更」に○印を記入
- 毎月月末営業日締切りで翌月から変更になります。
※期末勤勉手当の変更時期には、ご注意ください(下記参照)
- 加入票に表示の預金番号を記入

(様式第4号)

すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書

(一財)兵庫県学校厚生会理事長様 兵庫県学校厚生会預金取扱細則に基づき、次のとおり申し込みます。

20XX年 4月15日

所 属 所 番 号
304567

所 属 所 名
厚生小学校

会 員 番 号
012345

会 員 名
(フリガナ) コウセイ タロウ
厚生太郎

連絡先 (078) XXX-XXXX

申込金額 毎月の給料から 10万 50000円

① 新規 ② 変更 期末勤勉手当から(6・12月) 10万 00000円

積立開始・変更年月 2021年 5月 期 間 3年 4年 5年

当積立預金の非課税枠 10万 10万 20万 30万 40万 50万 60万 70万 80万 90万 100万

⑤制度をご利用になられる方は、所定の手続きが必要です。

1. 新規の場合、積立の目的をお選びください。
①自動車 ②結婚 ③教育 ④旅行 ⑤住宅 ⑥レジャー ⑦趣味 ⑧ペット ⑨老後 ⑩自由

10の場合、8文字以内で記入ください。

2. 変更の場合、変更する加入票の預金番号をお書きください。

変 更 す 預 金 番 号 12345678

申し込みは、毎月末日(厚生会必着)で締切り、翌月の給料から積立が開始・変更されます。
期末勤勉手当からの積立申し込みは、10月～4月までの受付は6月から、5月～9月までの受付は12月から開始・変更されます。
新規の場合のみ、期間をお選びください。

取扱者 検 印 入 力 募集担当

21.04

◆期末勤勉手当から積立をする場合の引去り開始(変更)は、以下のようになります。

- ・10月～4月の受付分→6月(夏期)ボーナスから
- ・5月～9月の受付分→12月(冬期)ボーナスから

申 込 締 切 日	毎月末営業日(厚生会必着)
積立額変更開始	翌月(定時積立)

※貯蓄年金型は、原則、積立額の変更はできません。

積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」でも申込み可能です。(要登録) (P51～59参照)



Q1 厚生会預金の預入限度額はいくらですか？ またそれを超過するとどうなりますか？

A 厚生会預金の預入限度額は、積立預金・すまいる積立預金・定期預金の元本を合わせて3,000万円までです。
決算（7月末・1月末）や満期で利息が付与されたり、毎月の積立で3,000万円を超えた場合は、超過額を登録口座へ送金します。
なお、毎月の積立で限度額を超過した場合は、翌月以降の積立預金・すまいる積立預金（ハイブリッド積立を除く）を停止させていただきます。
また、定期預金は預入れが可能な額で同じ期間（年数）の新たな定期預金としてお預かりします。

Q2 厚生会預金はペイオフの対象ですか？

A 厚生会預金は、労働基準法における社内預金制度に準拠して、兵庫県と神戸市からの委託を受けて厚生会が行っている事業です。銀行預金とは基本的な制度が異なるため、ペイオフ（預金保険制度）の対象外となっていますが、預金事業の運営にあたっては、年2回、教育委員会・教職員の代表からなる預金保全委員会において資産および運用状況が確認され、兵庫県および神戸市への報告も行われており、厳しく預金保全義務が課せられています。
また、資産運用については、会員の方々への貸付を中心に堅実な運用を行っています。

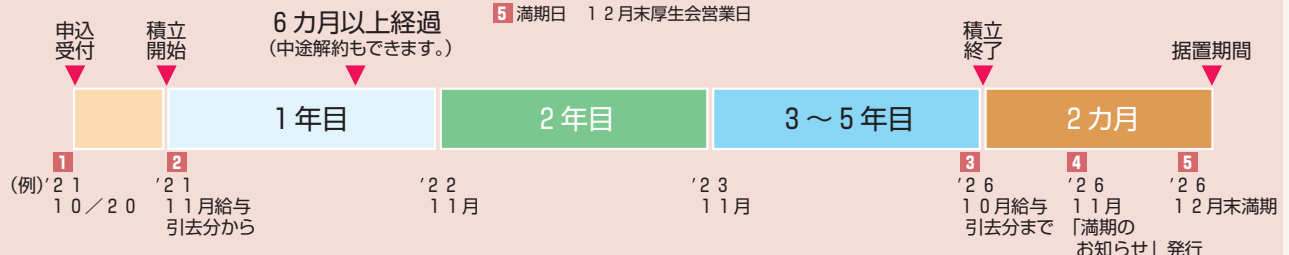
Q3 すまいる積立預金を申し込むと満期はいつになりますか？

A すまいる積立預金は、お申込みを受け付けた月の翌月から引去りを開始し、お申込みいただいた期間（3年・4年・5年）が終了する月の給与引去り分で積立は終了となります。満期日は積立終了月から2カ月据え置いた月末営業日です。満期日までに退会となりますと、退会日で中途解約となりますのでお申込時の期間設定にご注意ください。なお、すまいる積立預金の満期のご案内は積立終了月の翌月に送付いたします。「満期のお知らせ」発行日後に預金利率の改正が行われた場合、利息計算がご案内と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申込みから満期まで

例えば

- 1 10月に申込み
- 2 定時積立は11月から引去り、ボーナスは翌年6月から引去り
- 3 最終定時積立 10月
- 4 「満期のお知らせ」発行 11月
- 5 満期日 12月末厚生会営業日



質問・疑問コーナー



Q 4 すまいる積立預金や定期預金を中途解約する場合、解約手数料はかかりますか？

A すまいる積立預金は、契約日から6カ月未満の期間は解約ができません。6カ月を経過後に中途解約する場合、所定の手数料が発生します。
また、定期預金を中途解約する場合、手数料は不要ですが、預入期間により中途解約利率が適用されます。
解約手数料・中途解約利率についてはP 6 をご参照ください。

Q 5 インターネットバンキングやATMでの振込みは可能ですか？

A 可能です。ただし、手数料は振込人(会員)負担となります。また、厚生会の銀行口座は24時間即時入金には対応していませんので、振込日にはご注意ください。
振込先についてはP 5 をご参照ください。

Q 6 定期預金や臨時積立預金を振込みで申込む場合、振込みと申込みが前後してもよいのでしょうか？その場合、預入日は振込日と申込日のどちらになるのでしょうか？

A 原則、申込後に振込みをしてください。先に振込いただいた場合は速やかにお申込みください。預入日は、お振込みいただいた日となります。
※即時入金に対応していませんので、翌営業日扱いとなる場合があります

Q 7 積立預金やすまいる積立預金の定時積立を一時中断したいのですがどうすればいいですか？

A 積立額の変更は、インターネット「信用ネットサービス」(要登録)から申込額を“0”でお申込みください。詳細については、P51～P59 をご参照ください。
「積立預金定時積立・積立額変更申込書」(様式第2号)、「すまいる積立預金定時積立・積立額変更申込書」(様式第4号)でもお手続きが可能です。
なお、信用ネットサービス・申込書とも月末営業日締切(厚生会必着)で翌月からの変更となります。

Q 8 休職中の積立預金の取扱いはどうなりますか？

A 有給休職中、または月の途中から無給になられる等で給与が支給される間は、積立預金の引去りを行います。ただし、引去額が給与支給額より多くなり引去りが行えない場合は、原則振込みで入金していただくことになります。無給になる月からは積立預金の引去りは自動的に中断し、復職後に自動的に復活します。



Q9 退職することになりました。預金を続けたいのですが？

A 積立預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日をもって満期となり解約手続きが必要となります。すまいる積立預金も中途解約手続きが必要となります。(現職・現職準会員の資格喪失日以降は利息が付与されません)
定期預金は現職・現職準会員の資格を喪失する日までに契約いただくと満期日までお預かりできます。例えば、現職・現職準会員の資格を喪失する日までに積立預金を定期預金5年ものに振替されると、5年後の満期日までお預けいただけます。(満期後はご継続いただけません)
ただし、退職会員にご加入いただき、再任用(詳細はP7参照)でお勤めの場合は、満期時に定期預金として継続していただくことができますが、自動継続とはなりません。満期の2ヶ月前に「満期のお知らせ」を登録住所へ送付しますので、必ず手続きをしてください。

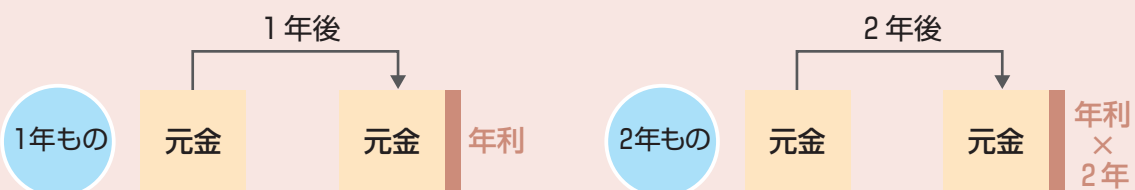
Q10 退職後、定期預金の満期手続きを期日までにできなかった場合はどうなりますか？

A 定期預金の満期日から一定期間が経過した場合、対象者へ「払戻手続き案内」を送付します。
●「払戻手続き案内」を送付後は払戻しのお手続きしかできません。
●期日までに手続きがなされない場合は、登録口座へ自動送金します。
ただし、貸付残高がある会員については、完済後の送金となります。
なお、満期日以降は利息が付与されません。

金融 mini 講座 金利について

■金利には**単利**と**複利**があります

「単利」とは 預入れ当初の元金に対してのみ、利息がつきます。
厚生会の「定期預金」は満期日に元金に対して利息が付与されます。



「複利」とは 定期的に支払われる利息を元金に加算するもので、利息に利息が付与されます。
厚生会の「積立預金」「すまいる積立預金」は半年複利のため、半年ごとに利息が元金に組み込まれます。

